○厚生労働省告示第五百二十二号

国民年金法施行規則等の一部を改正する省令（平成十八年厚生労働省令第百六十六号）附則第五条第二項の規定に基づき、国民年金法施行規則等の一部を改正する省令附則第五条第二項の規定に基づき受給者がその日までに届書等を提出すべき日として厚生労働大臣が指定する日を次のように定め、平成二十二年一月一日から適用する。

平成二十一年十二月二十八日　厚生労働大臣　長妻　昭

国民年金法施行規則等の一部を改正する省令附則第五条第二項に基づき受給者がその日までに届書等を提出すべき日として厚生労働大臣が指定する日

国民年金法施行規則等の一部を改正する省令附則第五条第二項に規定する厚生労働大臣が指定する日は、年金たる保険給付の受給者の誕生日の属する月の末日とする。

○厚生労働省告示第五百二十三号

厚生年金保険法施行規則等の一部を改正する等の省令（平成九年厚生省令第三十一号）附則第二十八条第一項の規定に基づき、厚生年金保険法施行規則等の一部を改正する等の省令附則第二十八条第一項の規定に基づき厚生年金保険の管掌者たる政府が支給するものとされた年金たる給付の受給権者がその日までに届書等を提出すべき日として厚生労働大臣が指定する日を次のように定め、平成二十二年一月一日から適用する。

平成二十一年十二月二十八日　厚生労働大臣　長妻　昭

厚生年金保険法施行規則等の一部を改正する等の省令附則第二十八条第一項の規定に基づき厚生年金保険法等の一部を改正する法律附則第十六条第三項の規定により厚生年金保険の管掌者たる政府が支給するものとされた年金たる給付の受給権者がその日までに届書等を提出すべき日として厚生労働大臣が指定する日

厚生年金保険法施行規則等の一部を改正する等の省令附則第二十八条第一項に規定する厚生労働大臣が指定する日は、受給権者の誕生日の属する月の末日とする。

○厚生労働省告示第五百二十四号

厚生年金保険法施行規則等の一部を改正する省令（平成十四年厚生労働省令第二十七号）附則第五十一条の二第五項の規定に基づき、厚生年金保険法施行規則等の一部を改正する省令附則第五十一条の二第五項の規定に基づき厚生年金保険制度及び農林漁業団体職員共済組合制度の統合を図るための農林漁業団体職員共済組合法等を廃止する等の法律附則第十六条第三項の規定により厚生年金保険の管掌者たる政府が支給するものとされた年金である給付の受給権者がその日までに書類等を提出すべき日として厚生労働大臣が指定する日

厚生年金保険法施行規則等の一部を改正する省令附則第五十一条の二第五項に規定する厚生労働大臣が指定する日は、受給権者の誕生日の属する月の末日とする。

○厚生労働省告示第五百二十五号

健康保険法施行令（大正十五年勅令第二百四十三号）第六十一条第一項の規定に基づき、健康保険法施行令第六十一条第一項の規定に基づき厚生労働大臣が指定する地域を次のように定め、平成二十二年一月一日から適用する。

平成二十一年十二月二十八日　厚生労働大臣　長妻　昭

健康保険法施行令第六十一条第一項の規定に基づき厚生労働大臣が指定する地域

健康保険法施行令第六十一条第一項の厚生労働大臣が指定する地域は、次の表に掲げる市町村の区域とする。

茨城県	取手市の区域
群馬県	伊勢崎市、沼田市、館林市、吾妻郡中之条町及び吾妻郡草津町の区域
埼玉県	川口市及び蕨市の区域
千葉県	野田市、茂原市、成田市、佐倉市、習志野市、柏市、浦安市及び四街道市の区域
東京都	三鷹市、青梅市、昭島市、調布市、町田市、小金井市、小平市、日野市、東村山市、国分寺市、国立市、西東京市、福生市、狛江市、清瀬市、武蔵村山市、多摩市、稲城市、羽村市、あきる野市及び西多摩郡瑞穂町の区域
神奈川県	鎌倉市、茅ケ崎市、逗子市及び三浦郡葉山町の区域
愛知県	東海市及び知多郡武豊町の区域
三重県	伊賀市の区域
京都府	舞鶴市、綾部市、宇治市、亀岡市、城陽市、向日市、長岡京市、八幡市、京田辺市、南丹市、綴喜郡井手町及び相楽郡南山城村の区域
大阪府	岸和田市、池田市、泉大津市、高槻市、茨木市、富田林市、寝屋川市、河内長野市、和泉市、門真市、高石市、泉南市及び大阪狭山市の区域
兵庫県	洲本市、芦屋市、伊丹市、相生市、赤穂市、宝塚市及び高砂市の区域
奈良県	大和郡山市、天理市、五條市、御所市、生駒郡安堵町、吉野郡下市町、吉野郡大淀町、吉野郡天川村、吉野郡十津川村、吉野郡川上村及び吉野郡東吉野村の区域
島根県	大田市の区域
岡山県	玉野市及び笠岡市の区域
広島県	広島市安佐南区、安佐北区、安芸区及び佐伯区、竹原市、尾道市、福山市の区域のうち松永町、今津町、柳津町、金江町、藤江町、神村町、本郷町、東村町及び高西町、府中市、大竹市、東広島市、廿日市市、江田島市、安芸郡府中町、安芸郡海田町、安芸郡坂町及び豊田郡大崎上島町の区域
山口県	山陽小野田市の区域
徳島県	鳴門市、小松島市、阿南市、阿波市、海部郡海陽町及び板野郡上板町の区域
高知県	室戸市、安芸市、宿毛市、安芸郡東洋町及び吾川郡いの町の区域
福岡県	北九州市門司区、若松区及び戸畑区、飯塚市、田川市、柳川市、八女市、大川市、豊前市、中間市、筑紫野市、春日市、大野城市、宗像市、筑後市、宮若市、嘉麻市、行橋市、糟屋郡宇美町、糟屋郡篠栗町、遠賀郡芦屋町、糟屋郡志免町、糟屋郡須恵町、糟屋郡新宮町、糟屋郡久山町、糟屋郡粕屋町、遠賀郡岡垣町、遠賀郡遠賀町、鞍手郡小竹町、嘉穂郡桂川町、田川郡香春町、田川郡添田町、田川郡糸田町、田川郡川崎町、田川郡大任町、田川郡赤村、田川郡福智町、京都郡苅田町、京都郡みやこ町及び築上郡吉富町の区域
佐賀県	鳥栖市の区域
長崎県	島原市、大村市、平戸市、松浦市、西海市、北松浦郡江迎町及び北松浦郡鹿町町の区域
熊本県	荒尾市の区域
大分県	中津市の区域
鹿児島県	阿久根市、西之表市、垂水市、肝属郡東串良町及び熊毛郡南種子町の区域